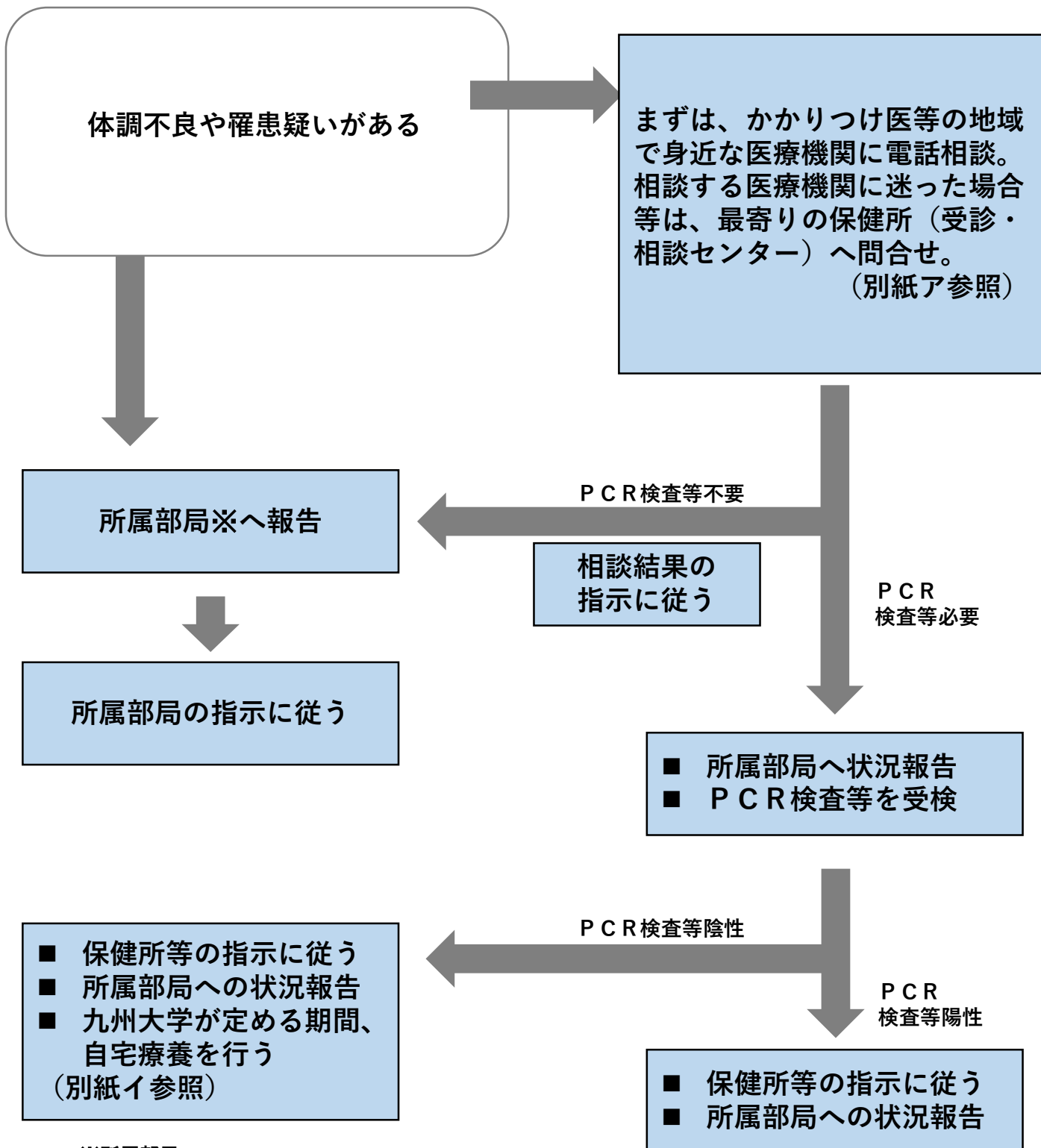


新型コロナウイルスに関する体調不良が起きた際の行動フロー



※所属部局

教職員：所属部局の総務課等に連絡

連絡先一覧：<https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/contact/department/>

*事務局においては、各課（室）の担当係へ連絡すること。

学 生：所属の学部等の学生係に連絡

学部1年生は学務部学生支援課学生支援係へ連絡

連絡先一覧：<https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/notices/view/1546>

発熱などの症状が出たら・・・

別紙ア

発熱などの症状がある

- ✓ 自宅静養
- ✓ 外出の自粛
- ✓ 毎日検温し記録

かかりつけ医等の
地域で身近な医療機関に電話相談

相談した医療機関で
診療・検査が**可能**

当該医療機関を受診

相談した医療機関で
診療・検査が**できない**
または
相談する医療機関が
わからない

- ◆ 受診前に必ず電話相談し、来院時間を決定してください。
- ◆ できる限り公共交通機関の利用を避けて受診してください。
- ◆ 来院時間を守り、マスクを着用して受診してください。

お住まいの地域の**受診・相談センター**に問い合わせ、
案内された**医療機関**に電話相談のうえ受診してください。

受診・相談センター	電話番号	夜間・休日
福岡市新型コロナウイルス感染症 相談ダイヤル	092-711-4126 (24時間対応)	同左
筑紫保健福祉環境事務所	092-707-0524	092-643-3288 
糟屋保健福祉事務所	092-939-1746	
糸島保健福祉事務所	092-322-5579	

上記以外の受診・相談センターは福岡県のHPでご確認ください。
<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/covid-19-portal.html#a1-5>

自宅待機期間について

PCR検査等を受検 (注1)

陽性的場合

⇒保健所の指示に従う。

陰性的場合

自覚症状がある場合

自覚症状がない場合

COCOAの通知で陽性登録者と接触した疑いがあった場合

保健所の指示でPCR検査等受検 (濃厚接触者・保健所認定接触者)	医療機関の指示でPCR検査等受検	大学の指示でPCR検査等受検	本人の希望でPCR検査等受検
保健所の指示に従う。(濃厚接触者の場合は陽性者と最終接触日から10日間)	発症日から6日間経過し、かつ、症状消失後48時間経過するまで。ただし、受診した医師により別の指示があった場合は、その指示に従う。	発熱等の場合は、症状消失後48時間は自宅待機。発症日から6日間は会食等を控え、健康観察を行う。	
厚生労働省基準	九州大学の定める基準		

保健所の指示でPCR検査等受検 (濃厚接触者・保健所認定接触者)	大学の指示でPCR検査等受検	本人の希望でPCR検査等受検	COCOAの通知で陽性登録者と接触した疑いがあったためPCR検査等受検
保健所の指示に従う。(濃厚接触者の場合は陽性者と最終接触日から10日間) (注2)	10日間、感染防止に十分に配慮した上で必要最小限の外出(講義・勤務を含む)とする また、同期間中の健康観察を行う	自宅待機不要	自宅待機不要 (検査後10日間以内に健康状態が悪化した場合は速やかに報告)
厚生労働省基準	九州大学の定める基準	厚生労働省基準	厚生労働省基準

PCR検査等不要と保健所から指示があった
自宅待機不要
厚生労働省基準

(注1) 国の指針等に基づき、「PCR検査等なしでの医師による陽性判定」等が行われる場合も、「陽性的場合」により対応していくものとする。

(注2) 学生への教育、指導や、大学業務等の遂行上、キャンパス内での勤務への早期復帰が特に必要な者であると所属部局長及び新型コロナウイルス危機対策本部長が認めた者については、①無症状、②PCR検査または抗原定量検査であれば陽性者と最後に接触した日から6日目、抗原定性検査であれば6日目と7日目に検査を実施、③陰性を確認、のいずれの条件も満たせば、待機期間を6日間とすることができる。なお、病院教職員及び診療に従事する者は病院の行動指針等を優先する。